

札幌市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和3年11月 26 日

札幌市長

秋元克広



札幌市規則第 37 号

札幌市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則
札幌市自転車等駐車場条例施行規則（平成17年規則第48号）の一部を次のように改正する。

(1) 第7条を次のように改める。

（一時利用をすることができる有料駐車場）

第7条 条例第8条第2項の市長が定める駐車場は、次に掲げる駐車場とする。

- (1) 北1西1地下自転車駐車場
- (2) 西2丁目線地下自転車等駐車場
- (3) 南2西3地下自転車駐車場
- (4) 札幌駅5・5自転車等駐車場
- (5) 北6西1自転車等駐車場
- (6) 札幌駅北口自転車等駐車場
- (7) 北5西1暫定自転車等駐車場
- (8) 北1西6暫定自転車等駐車場
- (9) 南2西4五番街自転車駐車場

(2) 別表1屋根のある駐車場の項中

札幌駅5・5自転車等駐車場	札幌市中央区北5条西5丁目	午前6時から午後12時まで	自転車及び原動機付自転車	を
---------------	---------------	---------------	--------------	---

北1西1地下自転車	札幌市中央区	午前6時か	自転車
-----------	--------	-------	-----

車駐車場	北 1 条西 1 丁 目	ら午後 1 2 時まで	
西 2 丁目線地下自 転車等駐車場	札幌市中央区 南 1 条西 1 丁 目、南 1 条西 2 丁目、南 2 条西 1 丁目、南 2 条 西 2 丁目		自転車、原動機 付自転車及び 小型自動二輪 車
南 2 西 3 地下自転 車駐車場	札幌市中央区 南 2 条西 3 丁 目		自転車
札幌駅 5・5 自転 車等駐車場	札幌市中央区 北 5 条西 5 丁 目		自転車及び原 動機付自転車

に、

札幌駅北口自転車 等駐車場（東棟屋 上を除く。）	札幌市北区北 7 条西 3 丁目		自転車及び原 動機付自転車
--------------------------------	---------------------	--	------------------

を

札幌駅北口自転車 等駐車場（東棟屋 上を除く。）	札幌市北区北 7 条西 3 丁目		自転車及び原 動機付自転車
市役所自転車駐車 場	札幌市中央区 北 1 条西 2 丁 目	午前 0 時か ら午後 1 2 時まで	自転車

に

改め、同表屋根のない駐車場の項中

札幌駅北口自転車 等駐車場（東棟屋 上）	札幌市北区北 7 条西 3 丁目	午前 6 時か ら午後 1 2 時まで	自転車
北 5 西 1 暫定自転 車等駐車場	札幌市中央区 北 5 条西 1 丁 目		自転車、原動機 付自転車及び 小型自動二輪 車
北 4 西 1 南側路上 第 1 自転車等駐車 場	札幌市中央区 北 4 条西 1 丁 目	午前 0 時か ら午後 1 2 時まで	自転車及び原 動機付自転車

を

北 5 西 1 暫定自転 車等駐車場	札幌市中央区 北 5 条西 1 丁 目	午前 6 時か ら午後 1 2 時まで	自転車、原動機 付自転車及び 小型自動二輪 車
-----------------------	---------------------------	---------------------------	----------------------------------

札幌駅北口自転車等駐車場（東棟屋上）	札幌市北区北7条西3丁目		自転車
大通西1丁目自転車駐車場	札幌市中央区大通西1丁目	午前0時から午後12時まで	自転車
大通西5丁目自転車駐車場	札幌市中央区大通西5丁目		
大通西6丁目自転車駐車場	札幌市中央区大通西6丁目		
北1西6暫定自転車等駐車場	札幌市中央区北1条西6丁目		自転車及び原動機付自転車
南2西4五番街自転車駐車場	札幌市中央区南2条西4丁目		自転車
北4西1南側路上第1自転車等駐車場	札幌市中央区北4条西1丁目		自転車及び原動機付自転車

に

改める。

附 則

この規則は、札幌市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例（令和3年条例第18号）の施行の日から施行する。ただし、第7条の改正規定（同条第3号に係る部分に限る。）及び別表1屋根のある駐車場の項の改正規定（南2西3地下自転車駐車場に係る部分に限る。）は、別に規則で定める日から施行する。